

今後の産業廃棄物最終処分場の在り方検討懇話会開催要綱

(目的)

第1 宮城県における今後の産業廃棄物最終処分場の在り方について、県が基本方針を策定するにあたり、参考とする意見を専門家から聴取するため「今後の産業廃棄物最終処分場の在り方検討懇話会（以下、「懇話会」という。）」を開催する。

(所掌事務)

第2 懇話会は、次の事項について意見聴取を行うものとする。

- (1) 県内の最終処分場の現状における課題に関すること。
- (2) 新たな最終処分場整備の方向性に関すること。
- (3) 最終処分場の整備主体に関すること。
- (4) その他、知事が必要と認めること。

(構成)

第3 懇話会は、知事が別に定める者（以下、「構成員」という。）の出席をもって開催する。

(座長)

第4 懇話会に、座長1人及び副座長1人を置く。

- 2 座長は、会議の進行を行う。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 懇話会は、知事が招集する。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、懇話会に構成員以外の者を出席させることがある。

(庶務)

第6 懇話会の庶務は、宮城県環境生活部循環型社会推進課において処理する。

(雑則)

第7 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年11月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成31年9月30日限り、その効力を失う。